医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱

制　　定　平成 27 年 10 月２日付け医政第 716 号
一部改正　平成 28 年７月 27 日付け医政第 518 号
一部改正　平成 29 年８月８日付け医政第 589 号
一部改正　平成 30 年５月 22 日付け医政第 270 号
一部改正　令和元年９月 10 日付け医政第 565 号
一部改正　令和２年 10 月 14 日付け医政第 904 号
一部改正　令和３年９月 30 日付け保福第 280 号
一部改正　令和４年４月１日付け医政第 29 号
一部改正　令和４年 10 月 11 日付け医政第 1253 号
一部改正　令和５年９月 21 日付け医政第 941 号
一部改正　令和６年９月 25 日付け医政第 694 号
一部改正　令和７年 11 月 19 日付け医政第 1051 号
一部改正　令和８年 10 月 14 日付け医政第 870 号

（目的）

第１　医療資源の効率的な再編及び地域医療の確保に配慮しつつ、病院における患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境等の改善及びへき地や都市部の診療所の円滑な承継のための整備を促進し、もって医療施設の経営の確保を図るため、「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」（平成５年 12 月 15 日付け健政発第 786 号厚生省健康政策局長通知別添。以下「実施要綱」という。）及び「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」（平成 21 年３月 30 日付け厚生労働省発医政第 0330004 号厚生労働事務次官通知別紙）並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第４条に規定する都道府県計画（以下「県計画」という。）及び「医療施設近代化施設整備事業実施要領」（令和元年８月 21 日制定）（以下「実施要領」という。）に基づき医療機関の開設者が行う施設整備に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

（対象事業）

第２　この補助金の交付対象及び事業内容は、実施要綱に基づく医療施設近代化施設整備事業及び県計画に基づく病床機能分化連携施設設備整備事業（以下「補助事業」という。）とする。

（補助事業者）

第３　補助事業を実施できる者は、医療法第７条の規定に基づき許可を受けた病院又は診療所、又は同法第８条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（以下「補助事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１条の３に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人を除く。

（補助金の対象除外）

第４　次に掲げる費用については、補助金の交付の対象としないものとする。

（１）土地の取得又は整地に要する費用

（２）門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

（３）設計その他工事に伴う事務に要する費用

（４）既存建物の買収に要する費用

（５）その他の整備費として適当と認められない費用

（補助金の対象経費及び補助額）

第５　第１に規定する経費は、別表第１左欄に掲げる事業区分別に中欄に定める基準額と右欄に掲げる対象経費の実支出額とを施設毎に比較していずれか低い額（以下「選定額」という。）を選定し、選定額と総事業費から寄附金その他の収入を控除した額とを施設毎に比較して少ない額を交付基礎額とし、交付基礎額に 0.33 を乗じて得た額以内の額（算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）とする。

（補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更）

第６　規則第６条第１項第１号及び第２号に規定する軽微な変更は、交付対象事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で、規則第５条に定める補助金の交付決定額に変更が生じない変更とする。

（申請の取下げ期日）

第７　規則第８条第１項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して 15 日以内とする。

（財産の管理）

第８　補助事業者は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得等財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　取得等財産を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（財産の処分に係る制限の期間）

第９　減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数に相当する期間とする。

２　補助事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第１項第２号により厚生労働大臣が別に定める期間（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年７月11日厚生労働省告示第384号。））が経

過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（立入検査等）

第 10　知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村等を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

（遂行状況報告）

第 11　補助事業者は、事業実施年度の 12 月末現在の遂行状況を医療施設近代化施設整備事業遂行状況報告書（様式第８号）により、翌月 15 日までに知事に報告しなければならない。

（書類の整備等）

第 12　補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が５年を超える場合にあっては、当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

（消費税等仕入控除税額に係る報告等）

第 13　補助事業者は、規則第４条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第９号）により知事に報告しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第 14　規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第３のとおりとする。

（その他）

第15　この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。